

第6章 保存管理

第1節 方向性

史跡百舌鳥古墳群の本質的価値を構成する要素を適正に保存し、次世代へ確実に継承するため、基本方針に基づき適切な保存管理を行い、隣接して連なる古墳や古墳群を群として意識できるように保存管理を行う。具体的には史跡を構成する古墳の諸要素を明確にした上で、史跡の状況に応じて地区区分を設定し、地区ごとに適した保存管理の方針と方法を示す。また、史跡を構成する諸要素や管理状況をもとに、各古墳の史跡の現状変更の取扱いを定める。所有者の意向を尊重しつつ公有化・追加指定に取り組み、周辺環境の保全に努める。なお、古墳ごとに異なる構成要素について、基本方針に加えて個別に管理を行う必要がある事項については、各古墳の保存管理と植生管理の項に示す。

本来、文化財保護法は文化財を保存し、かつ、その活用を図り、継承をもって国民の文化的向上に資することを目的としたものであり、文化財の保存が適切になされることを原則としている。そのうち史跡はその場を所有し生活している住民が存在することも事実であり、その空間での住民生活もまた尊重されなければならない。したがって、史跡の現状に変更が生じる場合には文化財の保存と住民生活との調整を図りつつ、適切に行われる必要がある。また、史跡の保護にあたっては、個々の史跡において歴史的経緯などの状況が異なるため、史跡ごとの条件に応じて対応する。

第2節 方法

本質的価値の保存にあたっては、下記のとおり適切に保存管理を行う。

- ・調査を継続して実施し、遺構の遺存状況を踏まえて、史跡の本質的価値を構成する諸要素を把握してその保存を図る。
- ・指定地は、所有者の意向を尊重しながら順次公有化を進める。特に遺構・遺物が遺存する範囲は早期かつ優先的に公有化することをめざす。
- ・確実な保存管理を行うために、適切な整備・活用に関する方策を確立し、施策を進める。
- ・史跡に与える周辺開発など人為的な影響や台風・地震などの自然災害を想定し、保全方法を定める。
- ・関係諸機関・地域との連携を図り、中世から現代に付加された様々な利用形態などとの調和を図りつつ、史跡としての価値を維持する。
- ・現状変更などの取扱基準に従って運営し保存管理を適切に行う。

(1) 具体的な保存管理の手法

ア 日常的な管理方法

指定地の保存管理は、現状では各所有者が適切に実施することを基本とする。指定地の大部分は堺市が所有し、日常的な維持管理は所管課によって行われている。地域の人々や関係部局と連携して一体的な維持管理の方策も検討し、文化財保護法に基づく管理団体をめざす。

保存管理の方法として、史跡指定地区と史跡指定に努める地区並びにその周辺地区に分け、個別の地区の状況に合わせた現状変更などの明確な取扱基準を設け、保全などの指針を示す。

イ 保存管理のための地区区分

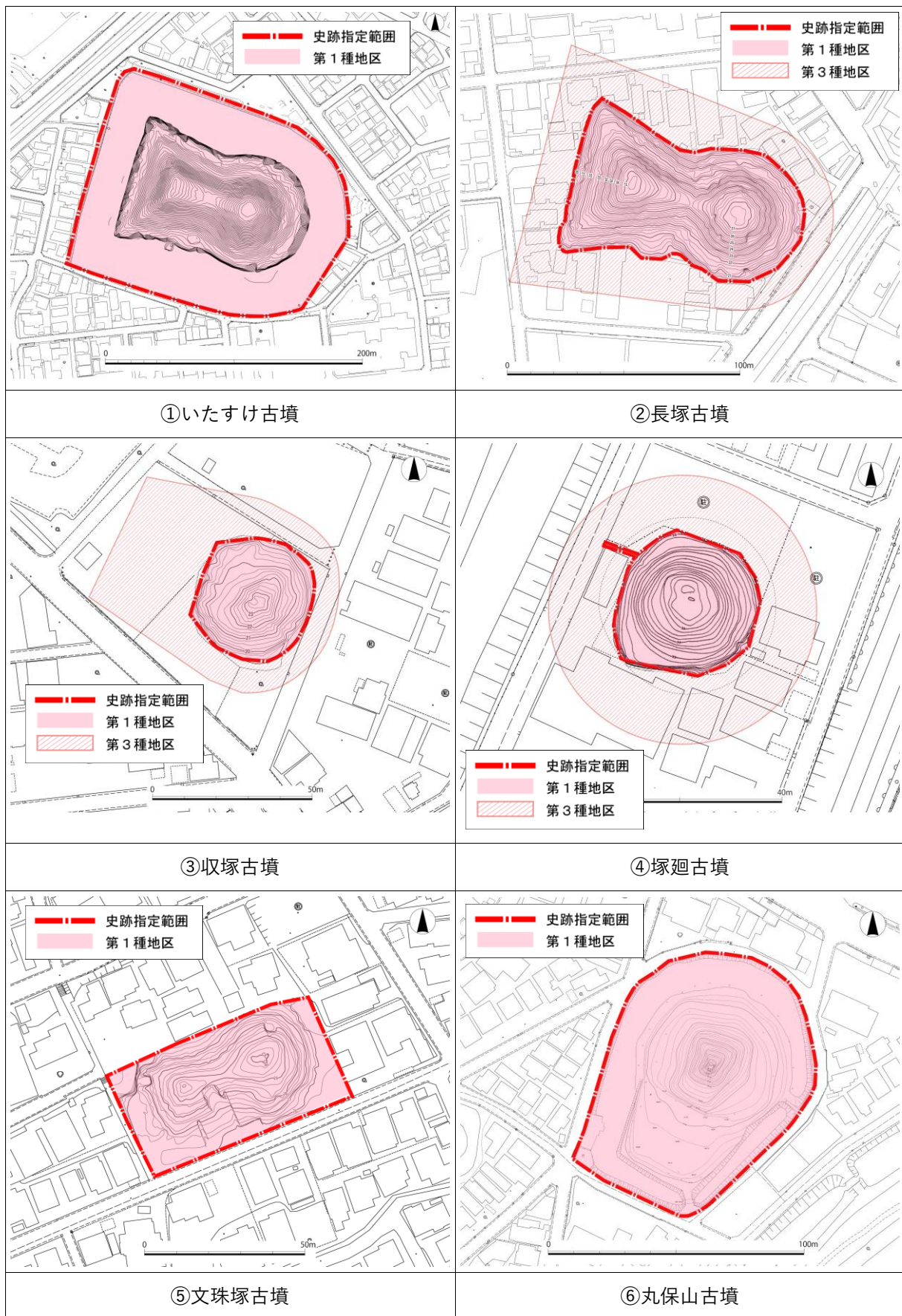
個々の史跡において遺構の遺存状況や周辺環境が異なるため、将来にわたって統一的に保存管理することは難しく、古墳ごとの状況や条件に対応する必要がある。そこで地区区分を設定し、地区に応じた保存管理を実施するものとする。史跡を構成する各古墳では、指定地内を以下の2つの地区に区分し、それぞれ保存管理の方法及び現状変更の取扱基準を定め、住民生活との調整を図りつつ適切に保護を行う。

- 第1種地区：史跡の本質的価値の保存・活用以外の現状変更を認めない指導をする地区で、墳丘と周濠や外堤の公有地部分。
- 第2種地区：指定地内の遺構の保存を前提とし、現状の利用状況に配慮する地区で、主として墳丘の民有地部分。
- なお、将来的に所有者の同意を得て、公有化した際には第1種地区として取り扱う。

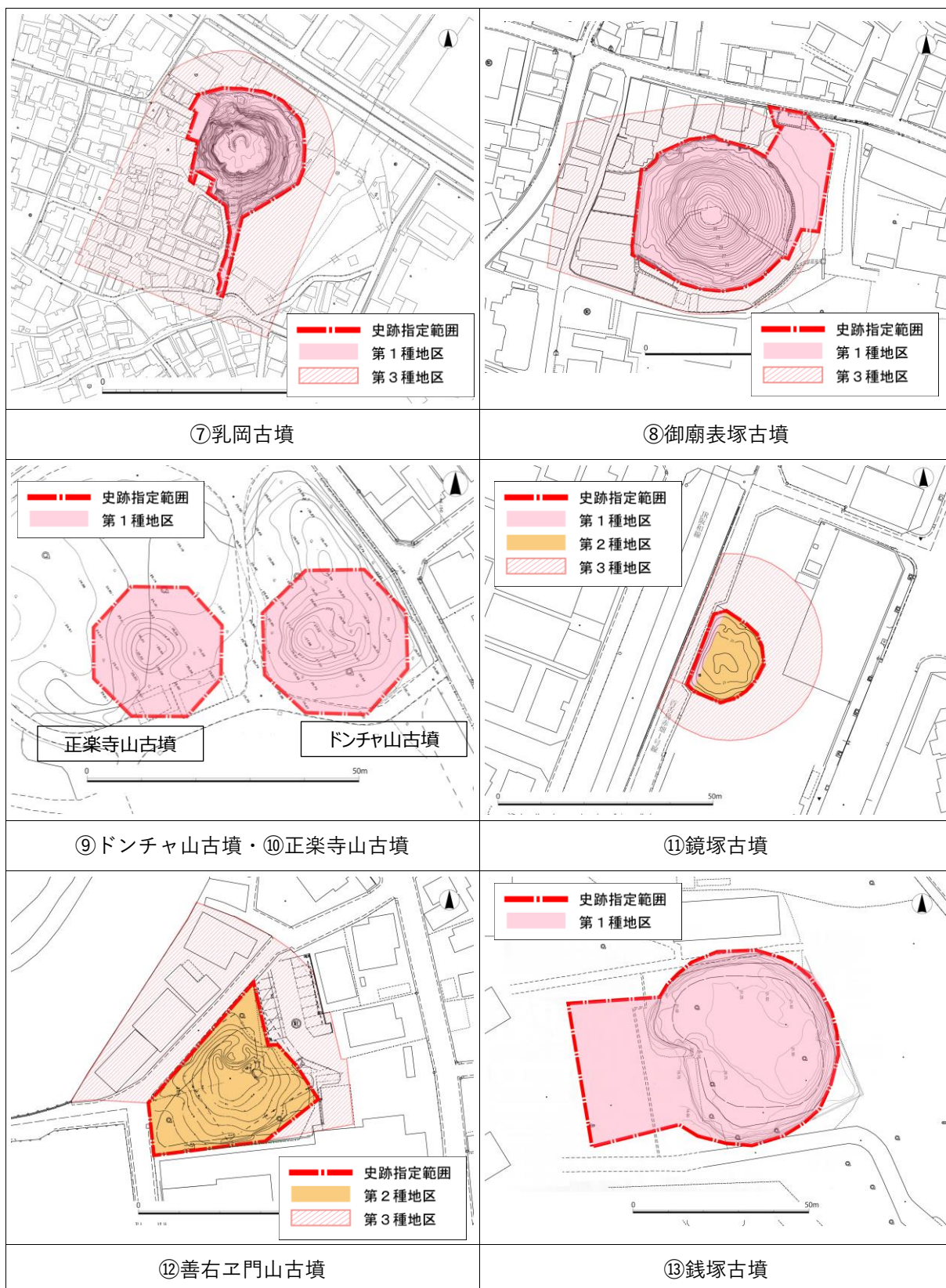
また、指定地の外側に当該古墳の墳丘や周濠などが広がる場合には、本来史跡と一体的な管理が必要であるため、新たに地区を設定する。

- 第3種地区：周知の埋蔵文化財包蔵地として本質的価値の状況把握に努める地区で、その結果をもって将来的に指定拡大などの措置により保存を検討する地区。今後、第3種地区の外側で、遺構の分布や保存状況などが判明した時点で周知の埋蔵文化財包蔵地と共に第3種地区の範囲拡大を図る。なお、鉄道などの施設で、史跡としての管理が困難な範囲については第3種地区から除外している。
- 善右エ門山古墳については、近接する史跡「いたすけ古墳」間の連続性を確保すると同時にいたすけ古墳に付随する古墳であることから、一体的に管理することを目的に、古墳の東側敷地といたすけ古墳の堤の部分第3種地区とする。

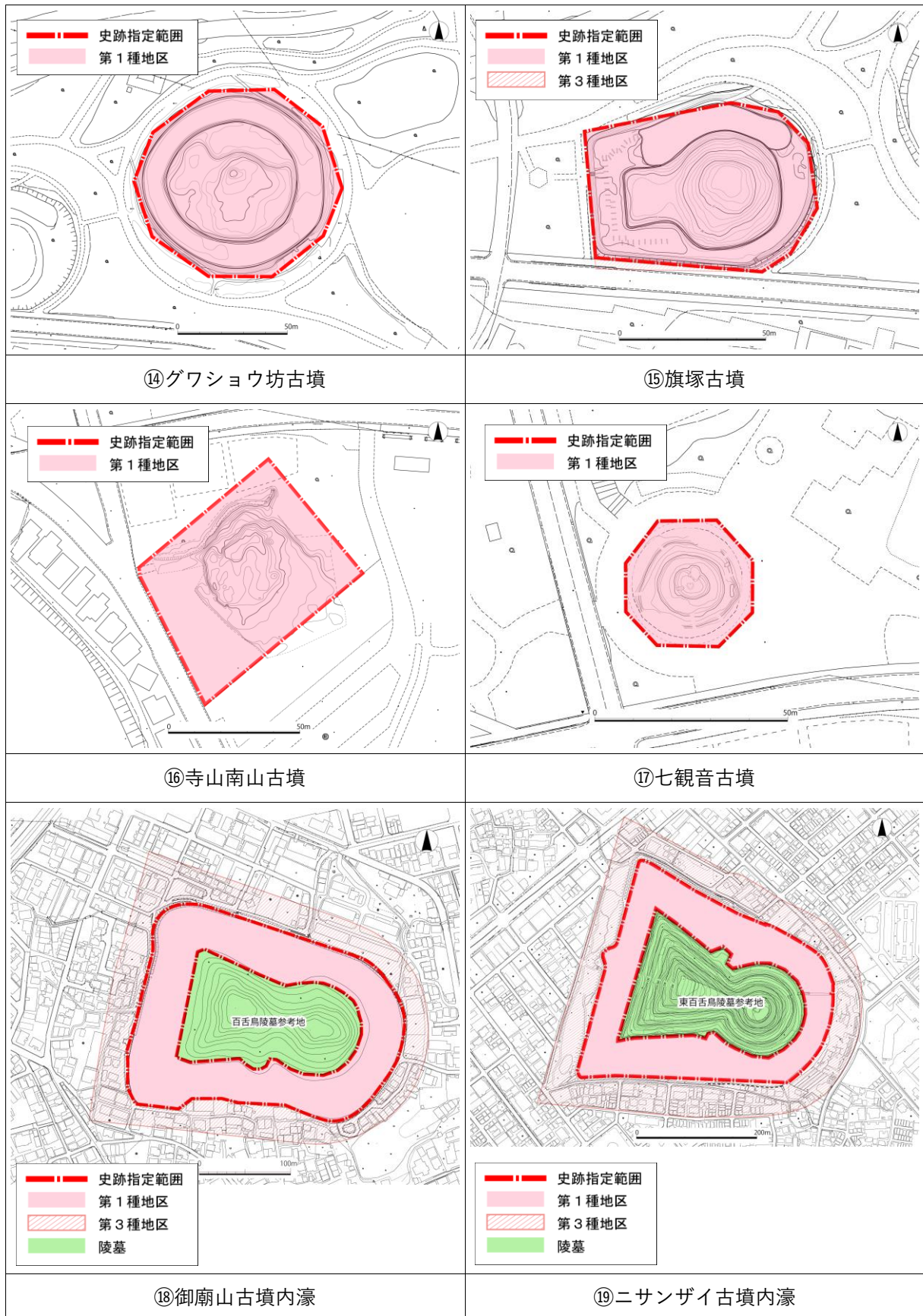
史跡範囲に接する公園や公園用地などの公有地については、古墳と連続した緑地や園地などの整備や活用を図るため、関係部局と連携・協議を行い、古墳の景観に配慮した保存活用に努める。



各古墳 地区区分図



各古墳 地区区分図



各古墳 地区区分図

ウ 地区ごとの保存管理

各古墳については基本方針に基づき特性に応じた適切な保存管理を行い、隣接する古墳や古墳群を群として意識できるよう保存管理を行う。植生管理は、指定地における維持管理の主要かつ重要な行為であるため、植生管理の方法を特記する。なお、古墳ごとに異なる構成要素のうち基本方針に加えて個別に管理を行う必要がある事項については、各古墳の保存管理の項に示す。

○地区ごとの基本的保存管理（一般事項）

		第1種地区	第2種地区
史跡の本質的価値を構成する要素		墳丘、葺石、埴輪列、埋葬施設、周濠、埋蔵されている遺構・遺物	
史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素	歴史的環境を構成する要素	石製塔婆、表門、生垣	
	史跡に密接に関わる諸要素	墳丘上樹木 墳丘上地被類、史跡標柱、標柱、説明板、フェンス、門扉、注意看板、擁壁、護岸、縁石、土留めブロック、管理用通路、植生マット、防草シート、給排水施設	
	史跡とは関わらない諸要素	傾斜木・枯損木、竹林、植栽（墳丘保護、景観保全などに無関係な場合）、外来生物、園路、パーゴラ、照明灯配管、コンクリート構造物、擁壁（墳丘保護に無関係な場合）、資材、井戸、校区掲示板、物置、祠、照明灯、ブロック塀	
保存管理の基本方針		・史跡の本質的価値を構成する諸要素の保全を図るため、適切な保存管理を行い、指定地の環境及び周辺と一体となった景観の保全を図る。	・所有者の意思を尊重しながら、史跡として適切な保存管理を行う。
			・公有地となった場合は、第1種地区に基づいた保存管理を行うものとする。
			・景観の向上に努める。
		・公開を前提とした保存管理を行う。	
		・必要に応じ学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握した上で保存措置を講じる。	
保存管理の方法		・樹木の根系などが、史跡の本質的価値を構成する諸要素の保全を脅かす場合には、史跡の保全を優先した対策を採る。	・樹木の根系などが、史跡の本質的価値を構成する諸要素の保全を脅かす場合には、史跡への影響を最小限に抑える。
		・確実に史跡の本質的価値の保存を講じるため、保存管理対象地点の現地表面からの遺構面の検出高を事前に把握し、適正に実施する。	
		・史跡がき損若しくは衰亡している場合には、調査成果などを踏まえて、適切な修理・復旧を行う。	
		・防災などの対策にあたっては、極力、地形の変更を避ける。	
		・柵や擁壁などの工作物の設置が不可避である場合は、史跡への影響を最小限に抑え、かつ史跡としての環境及び景観に配慮した工法を採る。	
		・史跡の保存管理、活用のための施設の設置、改修にあたっては、堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会の助言を踏まえ、その必要性と設置場所を十分検討し、文化庁・大阪府の指導を得て実施する。また、史跡への影響を最小限に抑え、史跡としての環境及び景観に配慮した上で行う。	

○植生管理（一般事項）

日常的な維持管理	・樹木が繁茂し、墳丘の見通しが悪くならないよう必要に応じて剪定・刈込みを実施する。 ・草地では、高茎草本・つる植物・低木などが繁茂しないように、また、雑草の繁茂を抑制し、草丈を可能な限り低く維持するために、適宜、刈取除草を実施する。 ・指定地の歴史にそぐわない植栽などについては、段階的に除去を行う。外来種については、蔓延しないように適宜除去する。 ・倒木が確認された場合には指定地の風致の保護や災害回避の観点から、指定地外へ搬出することを原則とする。 ・低木は適宜伐採を行う。
樹林管理	・樹林管理は、めざすべき姿を検討し計画的に実施する。 ・樹林の立木密度が過密であり、林床植生が未発達な場合には、計画的に樹林の込み具合に応じて一部の樹木の伐採を行う。（以下「間伐」という） ・林床の低木やササ類が繁茂する場合には、公開活用や景観保全の観点から、下草刈りを適宜実施する。 ・樹木の伐採、剪定により倒木や枯損木の発生を防止し、併せて日当たりを改善し、下草の育成を助長する。 ・竹林は、根などの影響で遺構が損壊を受けると判断される場合には、遺構の保存を前提に伐採・伐根を検討する。それ以外は、現状以上に分布が拡大しないよう、必要に応じて間伐や辺縁部における伐採を行う。 ・樹木・竹などの伐採は、眺望や密度などを確認しながら、専門家の指導の下で実施する。
危険木の除去	・幹や枝が枯損した樹木については、必要に応じて枝おろし又は伐採を行う。 ・主幹が著しく傾斜し、転倒などで遺構に影響を及ぼす恐れがある樹木は伐採を行う。 ・落下の危険性が高いと判断される枝は、必要に応じて枝おろしを実施する。 ・表土の流出が著しく、根系が露出している樹木は伐採を行う。 ・根系の除去が、遺構の保存に悪影響を及ぼす可能性のある場合には、根系が枯損・腐朽した後に除去を行う。
伐採・剪定	・高木は計画的に伐採し、萌芽更新により、安全な樹高を管理する。伐採後は下草育成を図るなど表土流出に留意する。 ・古墳群としての良好な眺望景観の創出や墳丘の視認化など、百舌鳥古墳群及び古墳の特性を活かした植生環境の実現のために、各古墳の植生調査の結果をもとに方針を定め、伐採・剪定など植生管理を実施する。
植栽	・修景や緑陰の確保、周辺の建築物や工作物の遮蔽、裸地の緑化などを目的として必要に応じて植栽を施す。 ・植栽にあたっては、遺構の保存に悪影響を及ぼさないよう十分に配慮した上で、地域の気候風土に適合した在来種を用いる。

エ 各古墳の保存管理・植生管理

		①いたすけ古墳 第1種地区 (市街地に立地、公園に隣接)	②長塚古墳 第1種地区 (市街地に立地)
史跡の本質的価値を構成する要素		墳丘、周濠、葺石、埴輪列、地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘、葺石、埴輪列、埋葬施設、地下に埋蔵されている遺構・遺物
諸要素 史跡の本質的価値を構成する要素以外の	史跡に密接に関わる諸要素	墳丘上地被類、史跡標柱、説明板(2)、周遊路サイン、フェンス、門扉、周濠護岸、樋(2)、水生植物、給水施設	墳丘上樹木、蘚苔類、史跡標柱、標柱、フェンス、門扉、植生土嚢
	史跡とは関わらない諸要素	橋、校区揭示板	植栽、資材、コンクリート構造物
現状・課題		142・143 頁	144・145 頁
保存管理の方法		・墳丘の裾は周濠の水位変化による侵食などを確認し、洗掘が著しい場合には、墳丘裾部に適切な復旧・修理を行い、水位の調整を行うなど、これ以上の崩壊を防止する。 ・周濠の水質管理を行うため、水質調査を継続的に行いつつ、調査成果に応じた対策を講じる。また、水の流入を促し循環を図る。 ・異臭の原因となる藻類や虫類の発生防止に努める。 ・周濠に残る橋脚は、古墳保存の経緯を示す象徴でもあり、当面は現状保存とする。風化や劣化が進行し公開に際して安全が確保できない場合や遺構の保存に影響を及ぼす可能性が生じた場合には、撤去も含めてその取扱について協議する。	・学術的な調査研究を実施し、遺構の状況を把握した上で、必要に応じて保存措置を講じる。 ・墳丘表土の流出を防ぎ遺構の保全を図る。併せて史跡境界を明確にする。 ・遺構の保存に適さない資材・コンクリート構造物は撤去する。 ・コンクリート構造物で基礎を有するものは、遺構への影響を確認した上で撤去する。 ・住宅が近接しているため、公開範囲や方法を検討する。
植生管理	基本方針	・竹の伐採や定期的な除草などにより、墳丘の視認化を図る。	・倒木、枯損木の発生、表土の流出を防ぎつつ、遺構の保全を図る。 ・近接する住宅地と調和を取りつつ景観の保全を図る。
	方法	・竹の伐採を継続することにより竹を駆除する。伐採後は植生変化に対応し、定期的な除草などにより墳丘の視認化を図る。 ・ヨシなどの水生植物は、定期的に除草することで、墳丘への眺望の阻害にならないよう、管理する。	・樹木の間伐や剪定により、倒木や枯損木の発生を防止し、併せて日当たりを改善し下草の育成を助長する。 ・表土の流出箇所は、植生マットを張るなど、下草の育成を促進する。 ・整備の際には、植栽の剪定、伐採を検討する。

		③収塚古墳 第1種地区 (公園に立地)	④塚廻古墳 第1種地区 (市街地に立地)
史跡の本質的価値を構成する要素		墳丘、葺石、埴輪列、地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘、埋葬施設、埴輪列、地下に埋蔵されている遺構・遺物
史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素	史跡に密接に関わる諸要素	墳丘上樹木・地被類、ササ類、史跡標柱	墳丘上樹木・地被類、史跡標柱、説明板、土留めブロック、フェンス、門扉
	史跡とは関わらない諸要素	コンクリートブロック擁壁	植栽
現状・課題		146・147 頁	148・149 頁
保存管理の方法		・コンクリートブロック擁壁で基礎を有するものは、地下遺構の有無を確認した上で撤去を図る。	・周囲から見ることでできない位置にある史跡標柱は、西側道路への移転による明示を検討する。 ・住宅が近接しているため、公開範囲や方法を検討する。 ・史跡境界を明確にし、適切な土地管理を行う。
植生管理	基本方針	・倒木、枯損木の発生を防ぎつつ、遺構の保全を図る。 ・墳丘の樹木、ササ類を除去して、墳丘などの遺構の保全や視認化を図る。 ・下草を適切に管理し、遺構の保全を図る。	・倒木、枯損木の発生、土砂の流出を防ぎつつ、墳丘などの遺構の保全や視認化を図る。 ・近接する住宅地と調和をとりつつ景観の保全を図る。
	方法	・必要に応じ、樹木の剪定、ササ類の除去を行うことで、墳丘の視認化を図る。 ・墳丘上の樹木及び地被類の適切な管理を行い、標柱などの明示を図る。	・墳丘の形状が把握できるような修景を行う。 ・樹木の間伐や剪定により、倒木や枯損木の発生を防止し、併せて日当たりを改善し下草の育成を助長する。 ・表土の流出箇所は、植生マットを張るなどして、下草の育成を促進する。 ・整備の際には、植栽の剪定、伐採を検討する。

		⑤文珠塚古墳 第1種地区 (市街地に立地)	⑥丸保山古墳 第1種地区 (市街地に立地)
史跡の本質的価値を構成する要素		墳丘、埴輪列、 地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘、周濠、葺石、埴輪列、 地下に埋蔵されている遺構・遺物
史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素	史跡に密接に関わる諸要素	墳丘上樹木、蘚苔類、史跡標柱(2)、説明板、フェンス、門扉、植生マット、擁壁、雨水流水枡、筵敷	墳丘上樹木・地被類、史跡標柱、説明板、フェンス、門扉、管理用通路(2)、後円部管理用柵、排水施設、堤土留板
	史跡とは関わない諸要素	削平跡	植栽、祠、傾斜木、コンクリート構造物
現状・課題		150・151 頁	152・153 頁
保存管理の方法		・削平跡による陥没は、学術的調査の状況に応じ、盛土などにより適切に墳丘の復旧を行う。 ・墳丘と隣地民有地との比高差が大きい個所は、雨水などによる墳丘の崩落の危険を回避するよう、適切な保護措置を図る。 ・住宅と近接しているため、公開範囲や方法を検討する。	・墳丘後円部の管理を行っている宮内庁と連携を図り、史跡として適切に保存管理する。 ・史跡の周囲に道路が接するため、来訪者の安全確保を考慮した公開範囲や方法を検討する。 ・遺構の保存に適さないコンクリート構造物などは撤去する。 ・墳丘の裾は、周濠の水位変化などによる変形などを定期的に確認し、洗掘が著しい場合には、適切な復旧・修理を行うなど、これ以上の崩壊を防止する。後円部は、宮内庁と調整協議する。 ・工作物などで、基礎を有するものについては、遺構への影響を確認した上で撤去する。 ・周濠の汚濁や異臭の原因となる、藻類や虫類の発生防止に努める。
植生管理	基本方針	・倒木、枯損木の発生、表土の流出を防ぎつつ、遺構の保全を図る。 ・近接する住宅地と調和を取りつつ景観の保全を図る。	・宮内庁と堺市が協議して、適切な維持管理を行い、墳丘などの遺構の保全や視認化を図る。
	方法	・樹木の間伐や剪定により、倒木や枯損木の発生を防止し、併せて日当たりを改善し下草の育成を助長する。さらに墳丘の形状が把握できるような修景を行う。 ・表土の流出箇所には、植生マットを張るなどして、下草の育成を促進する。	・宮内庁が所管する樹木については、必要に応じ植生管理の協議を実施し、適正に管理する。 ・ヨシなどの水生植物は、古墳の視認化の阻害にならないよう定期的に除草する。 ・整備の際には、植栽の剪定、伐採を検討する。

		⑦乳岡古墳 第1種地区 (市街地に立地)	⑧御廟表塚古墳 第1種地区 (市街地に立地)
史跡の本質的価値を構成する要素		墳丘、埴輪列、石棺、地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘、周濠、葺石、埴輪列、埋葬施設、地下に埋蔵されている遺構・遺物
史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素	歴史的環境を構成する要素	石製塔婆(4)	旧筒井家表門、生垣
	史跡に密接に関わる諸要素	墳丘上樹木・地被類、史跡標柱、説明板、フェンス、門扉、擁壁、石棺保護モルタル、土留めブロック、防草シート	墳丘上樹木、史跡標柱、説明板、木柵、擁壁、防草シート、木製縁石(周遊路)、園路、注意看板、排水施設
	史跡とは関わらない諸要素	旧建物基礎、石製階段、井戸、塩ビ配管、電柱、植栽	傾斜木
現状・課題		154・155 頁	156・157 頁
保存管理の方法		・指定地内にある指定文化財を含んだ石製塔婆などは、当面現状保存とし、適切な場所での保存が可能となった時点で移転などを検討する。 ・工作物などで基礎を有するものは、遺構への影響の有無を確認した上で撤去を図る。 ・指定地内に点在する公有化前に使用されていた井戸や配管などは、撤去する。 ・遺構の保存に適さない仮設物などは、撤去する。 ・墳丘の急傾斜地は、定期的に現況の把握を行い、変位が生じている場合は、保存のための措置について検討する。 ・指定地内に設置されている電柱やワイヤーは、史跡指定地外への移転を検討する。 ・周囲に住宅が近接しているため、公開範囲や方法を検討する。	・墳丘上にある既存の園路の丸太などは、保存整備の方向性を踏まえて再整備する。 ・墳丘については、学術的調査成果などを踏まえて、必要に応じ保存措置を講じる。 ・周濠は、学術的調査により範囲を確認した上で、遺構表示の方法を検討する。 ・墳丘の裾は周濠の水位変化による変形などを確認し、洗掘が著しい場合には適切な復旧・修理を行う。 ・周濠の水質管理を行い、汚濁や異臭の原因となる藻類や虫類の発生防止に努める。 ・住宅と近接しているため、必要に応じ植栽や柵などによりプライバシーの確保に努める。
植生管理	基本方針	・倒木、枯損木の発生、土砂の流出を防ぎ、遺構の保全を図る。 ・定期的な除草により墳丘の視認化を図る。	・倒木、枯損木の発生、土砂の流出を防ぎつつ、遺構の保全や視認化を図る。 ・近接する住宅地と調和を取りつつ景観の保全を図る。

		⑦乳岡古墳 第1種地区 (市街地に立地)	⑧御廟表塚古墳 第1種地区 (市街地に立地)
	方法	・必要に応じ樹木の剪定を行うことで、倒木などの発生を防止する。 ・土砂流出防止のため急斜面にふきつけた地被類の生育状況を定期的に観察し、下草の育成を促進する。 ・古墳に適さない植栽などは伐採を行い、史跡としての良好な景観形成を検討する。	・必要に応じ樹木の間伐や剪定することにより、倒木や枯損木の発生や土砂の流出を防止し、併せて日当たりを改善し下草の育成を助長する。さらに墳丘の形状が把握できるような修景を行う。 ・侵食されている墳丘裾上の傾斜木のうち倒木や遺構に影響を及ぼす樹木は、伐採などを行う。 ・水生植物は、定期的に除草することで、眺望の阻害にならないよう、管理する。

		⑨ドンチャ山古墳 第1種地区 (公園に立地)	⑩正楽寺山古墳 第1種地区 (公園に立地)
史跡の本質的価値を 構成する要素		墳丘、 地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘、埋葬施設、周濠 地下に埋蔵されている遺構・遺物
史跡の本質的価値を構成 する要素以外の諸要素	史跡に密接 に関わる諸 要素	墳丘上樹木	墳丘上樹木・地被類
	史跡とは関 わらない諸 要素	園路、物置	園路、パーゴラ
現状・課題		158 頁	159 頁
保存管理の方法		・公園施設（園路・物置）の移設や撤去などを検討する。 ・古墳の公開に際して、公開に必要な施設を設置するなど、公開の手法を検討する。 ・正楽寺山古墳と共に陵南中央公園に位置しており、関係部局と連携して両古墳の修景を図る。	・公園施設（園路・パーゴラ）の移設や撤去などを検討する。 ・古墳の公開に際して、公開に必要な施設を設置するなど、公開手法を検討する。 ・ドンチャ山古墳と共に陵南中央公園に位置しており、関係部局と連携して両古墳の修景を図る。
植生管理	基本方針	・倒木、枯損木の発生、表土の流出を防ぎつつ、遺構の保全や視認化を図る。	・倒木、枯損木の発生、表土の流出を防ぎつつ、遺構の保全や視認化を図る。
	方法	・必要に応じ樹木の間伐や剪定することにより、倒木や枯損木の発生や土砂の流出を防止し、併せて日当たりを改善し下草の育成を助長する。さらに墳丘の形状が把握できるような修景を行う。 ・表土の流出箇所には、植生マットを設置するなどして、下草の育成を促進する。	・必要に応じ樹木の間伐や剪定することにより、倒木や枯損木の発生や土砂の流出を防止し、併せて日当たりを改善し下草の育成を助長する。さらに墳丘の形状が把握できるような修景を行う。 ・表土の流出箇所には、植生マットを設置するなどして、下草の育成を促進する。

		⑪鏡塚古墳 第1種地区・第2種地区 (市街地に立地)	⑫善右衛門山古墳 第2種地区 (市街地に立地)
史跡の本質的価値を 構成する要素		墳丘、葺石、埴輪列、 地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘、葺石、埴輪列、 地下に埋蔵されている遺構・遺物
史跡の本質的価値を構成 する要素以外の諸要素	史跡に密 接に関わ る諸要素	墳丘上樹木・地被類、 史跡標柱、説明板、擁壁、縁石	墳丘上樹木、史跡標柱、説明板、 フェンス、擁壁
	史跡とは 関わらな い諸要素		
現状・課題		160・161 頁	162 頁
保存管理の方法		・商業施設駐車場内に位置しているため、施設に配慮した公開手法を検討する。 ・史跡整備については、公有化以後に実施する。 ・公有化部分は、関係部局と連携して保存管理を行う。	・老人養護施設敷地に位置しているため、施設に配慮した公開手法を検討する。 ・史跡整備については、公有化以後に実施する。
植生管理	基本方針	・所有者と堺市が連絡や調整して適切な維持、管理を行い、墳丘などの遺構の保全を図る。	・所有者と堺市が連絡や調整して適切な維持・管理を行い、墳丘などの遺構の保全を図る。
	方法	・必要に応じ樹木の間伐や剪定することにより、倒木や枯損木の発生を防止する。	・必要に応じ樹木の間伐や剪定することにより、倒木や枯損木の発生や土砂の流出を防止する。

		⑬銭塚古墳 第1種地区 (学校敷地に立地)	⑭グワシヨウ坊古墳 第1種地区 (公園に立地)
史跡の本質的価値を構成する要素		墳丘、葺石、埴輪列、地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘、周濠、葺石、埴輪列、地下に埋蔵されている遺構・遺物
史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素	史跡に密接に関わる諸要素	墳丘上樹木、擁壁（墳形復元）	墳丘上樹木・地被類、水生植物、標柱、墳丘裾護岸、周濠護岸、排水施設
	史跡とは関わらない諸要素	スロープ	公園施設（園路・パーゴラ）
現状・課題		163 頁	164・165 頁
保存管理の方法		・学校敷地にあり、施設に配慮した公開手法を検討する。	・公園施設（園路・パーゴラ）の移設や撤去などを検討する。 ・周濠の水質管理を関係部局と連携して行い、汚濁や異臭の原因となる藻類や虫類の発生防止に努める。 ・旗塚古墳と共に大仙公園にあり、関係部局と連携して両古墳の修景を図る。
植生管理	基本方針	・大阪府と堺市が連絡や調整して適切な維持・管理を行い、墳丘などの遺構の保全や視認化を図る。	・墳丘の樹木や水生植物の剪定や伐採を行い、墳丘などの遺構の保全や視認化を図る。
	方法	・必要に応じ樹木の剪定を行うことで、倒木などの発生防止や墳丘の形状が把握できるような修景を行う。	・必要に応じ樹木の間伐や剪定、ササ類の除去を行うことで、倒木や枯損木の発生防止や墳丘の形状が把握できるような修景を行う。 ・ヨシなどの水生植物は、定期的に除草することで、眺望の阻害にならないよう、管理する。

		⑮旗塚古墳 第1種地区 (公園に立地)	⑯寺山南山古墳 第1種地区 (公園に立地)
史跡の本質的価値を構成する要素		墳丘、周濠、堤、造り出し、葺石、埴輪列、地下に埋蔵されている遺構・遺物	墳丘、周濠兼履中天皇陵古墳（ミサンザイ古墳）外周溝、葺石、埴輪列、地下に埋蔵されている遺構・遺物
素 値 史 跡 以 外 の 諸 要 素	史跡に密接に関わる諸要素	墳丘上樹木・地被類、水生植物標柱、墳丘裾護岸、池護岸、池、升、排水施設	墳丘上樹木・地被類、史跡標柱
	史跡とは関わらない諸要素	公園施設（送水管関連施設）	ブロック塀、植栽、フェンス、用水路跡、柵
現状・課題		166・167 頁	168・169 頁
保存管理の方法		・公園施設（送水管関連施設）の移設や撤去などを検討する。 ・グワシヨウ坊古墳と共に大仙公園にあり、関係部局と連携して両古墳の修景を図る。	・指定地内に点在する、公有化前からのブロック塀などは撤去する。 ・残置する構造物のうち、基礎を有するものには、遺構への影響の有無を確認した上で撤去を図る。 ・七観音古墳と共に大仙公園にあり、関係部局と連携して両古墳の修景を図る。
植 生 管 理	基本方針	・墳丘の樹木の剪定や伐採を行い、墳丘などの遺構の保全や視認化を図る。	・墳丘の樹木、ササ類、植栽の剪定や伐採を行い、墳丘などの遺構の保全や視認化を図る。
	方法	・必要に応じ樹木の間伐や剪定することにより、倒木や枯損木の発生を防止し、併せて日当たりを改善し下草の育成を助長する。さらに墳丘の形状が把握できるような修景を行う。	・必要に応じ樹木や植栽の剪定や伐採、ササ類の除去を行うことで、墳丘の形状が把握できるような修景を行う。

		⑰七観音古墳 第1種地区 (公園に立地)	⑱御廟山古墳内濠 第1種地区 (市街地に立地)
史跡の本質的価値を構成する要素		墳丘、葺石、埴輪列、地下に埋蔵されている遺構・遺物	周濠、墳丘裾、墳丘裾葺石、地下に埋蔵されている遺構・遺物
史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素	史跡に密接に関わる諸要素	史跡標柱、標柱、説明板、墳丘裾土留め石積、縁石、つつじ	転落防止柵、周濠擁壁、樋、余水吐、水生植物
	史跡とは関わらない諸要素	照明灯	外来生物
現状・課題		170・171 頁	172・173 頁
保存管理の方法		・復元、整備の際には、植栽の方法や樹種選定の見直しを行うなど、公開の手法を検討する。 ・寺山南山古墳と共に大仙公園にあり、関係部局と連携して両古墳の修景を図る。	・濠の水質・水位管理を関係部局と連携して行い、汚濁や異臭の原因となる藻類や虫類の発生防止に努める。
植生管理	基本方針	・関係部局と協議や調整をして適切な維持、管理を行い、墳丘などの遺構の保全を図る。	・除草により、墳丘などの視認化を図る。
	方法	・大仙公園としてのつつじの植栽を尊重しつつ、整備の際には、植栽の方法を検討する。	・外来生物を除去し良好な環境を整える。 ・ヨシなどの水生植物は、定期的に除草することで眺望の阻害にならないよう管理する。

		⑲ニサンザイ古墳内濠 第1種地区(市街地に立地、公園に隣接)	
史跡の本質的価値を構成する要素		周濠、墳丘裾、墳丘裾葺石、地下に埋蔵されている遺構・遺物	
史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素	史跡に密接に関わる諸要素	周濠擁壁、樋、余水吐、水生生物、宮内庁管理用通路（渡り土手）	
	史跡とは関わらない諸要素		
現状・課題		174・175 頁	
保存管理の方法		・近隣では史跡に良好な景観を形成する御陵山公園・にさんざい公園があり、関係部局と連携して一体的な修景を図る。 ・周濠の水質・水位管理を関係部局と連携して行い、汚濁や異臭の原因となる藻類や虫類などの発生防止に努める。	
植生管理	基本方針	・関係部局と協議や調整をして適切な維持、管理を行い、古墳の視認化を図る。	
	方法	・ヨシなどの水生植物は、定期的に除草することで眺望の阻害にならないよう管理する。	

(2) 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準

①史跡の現状変更について

指定地内において「その現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は、文化財保護法（以下「法」という）第125条に基づき、あらかじめ文化庁長官の許可（国の機関である場合は法第168条の同意）が必要となる。また、法第184条第1項第2号の規定により、法第125条の行為のうち都道府県・市の教育委員会に許可及びその取消し並びに停止命令の権限が委譲されており、その範囲は文化財保護法施行令第5条第4項第1号に示されている。なお、同項には「ただし書き」があり、許可が必要ない行為が規定されている。

現状変更行為の取扱を円滑に行うため、取扱方針及び地区別と各古墳の取扱基準を以下のとおり定める。

②取扱方針

- ・原則として指定地内においては、史跡の保存・活用・調査研究を目的とするもの以外は現状変更を認めない。
- ・史跡の現状を変更する行為は、史跡の価値を損ねることなく実施しなければならない。
- ・この方針及び基準において現状変更を認める行為については、事業主体者は本市と協議を行った上で、国の許可を受けなければならない。
- ・現状変更に際しては、本市は必要に応じて国・府と協議し、指導・助言を得ながら適切に対応する。
- ・地下掘削を伴う現状変更に際しては、事前に調査を実施し、重要な遺構が確認された場合は、設計変更などの協議を行う。
- ・規模の大きな現状変更に際しては、学術調査の結果を踏まえた上で、堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会で、計画の検討を行うことが望ましい。

●行為の対象に関する取扱方針

史跡の調査や遺構の保護や修復、史跡の公開など保存・活用、並びに防災のために必要と認められる行為、保存・活用のために必要となる便益施設や説明板などの建築物・工作物の整備（新築・新設、改修、撤去・移設など）、及び必要不可欠な防災・安全に関わる行為、建築物・工作物の設置を除き、原則として現状変更は認めない。

●行為の内容に関する取扱方針

史跡の本質的価値を構成する要素の保存と史跡の景観への配慮を原則として、遺構の保存に影響を及ぼす行為、史跡の景観を阻害する行為は、原則として認めない。

ただし、便益施設については、改修などの行為が遺構や景観に影響を及ぼさない配慮を行うことを条件として認める場合がある。また、整備に必要な園路や水道、電気などのインフラな

どの設置についても同様の扱いとする。

現状変更などの許可を必要とする行為

根拠法令等と行為の内容（抜粋・要約）	権限を有するもの
●文化財保護法第125 条第1項 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。 ○現状変更 ・建築物その他の工作物の新築・増築・改築 ・土地の形質変更など 【上記「ただし書き」】 ※現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 ※維持の措置の範囲は、文部科学省令（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第4条（次頁を参照）の規定に基づく	（申請先・許可者） 文化庁長官
●文化財保護法施行令第5条第4項 イ. 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地下を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積が120 m²以下のもの）で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築 ロ. 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの。 ハ. 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。） ニ. 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 ホ. 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 ヘ. 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。） ト. 木竹の伐採 チ. 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取 など	（申請先・許可者） 堺市
※ 土地の形質変更 「形」の変更：土地の形態を変更する造成を行うこと。 「質」の変更：地目を変更すること。一般的には「宅地」以外の土地（畑や山林、雑種地等）を宅地として利用することであるが、ここでは山林の公園などへの変更が考えられる。	

現状変更などの許可を必要としない行為（現状変更には該当しない行為）

区分	根拠法令などとの行為の内容（抜粋・要約）
維持の措置	●法第 125 条（第 1 項ただし書き） ・現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 ・前項ただし書きに規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。（下記） ●特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（省令）第 4 条（上記ただし書きの範囲） ・き損等からの原状復旧 き損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、その指定当時の原状に復するとき。 ・き損等の拡大を防止する応急措置 き損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 ・除去（一部がき損し、かつ復旧が不可能） 一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
非常災害のために必要な応急措置	●法第 125 条（第 1 項ただし書き） ・現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。
保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微なもの	※同上 （主として、指定地外での行為により、指定地に影響が及ぶ行為を指す。）
届出	※法第 127 条　　＜許可は必要ないが届出（文化庁長官）が必要な場合＞ ○復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。 ○許可を受ける必要のある場合は除く

③地区別の現状変更取扱い基準（一般事項）

地区区分 現状変更など	第1種地区	第2種地区	特記事項
ア. 道路の改修、新設など	○公共・公益上必要な施設の維持のための改修などは認める。1)		1) 公共・公益上必要な施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図った上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認める。
イ. 公園施設・受益施設の改修・新設など	○史跡の利活用に関連する諸施設の維持のための改修などは認める。2) ×新設は原則として認めない。		2) 史跡の利活用に関連する諸施設の維持のための改修などは、遺構に影響のないよう図った上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合は認める。
ウ. 建築物の新築、増築、改築、移転又は除去	×新築、増築、改築又は指定地内における移転は、原則として認めない。 ○除去は認める。3)	×新築、増築、改築又は指定地内における移転は、原則として認めない。 ○簡易な建築物の新設、増設、改修、移転は認める。4) ○除去は認める。3)	3) 除去は、遺構に影響のないよう図った上で、認める。 4) 基礎を伴わない車庫や物置などの「簡易な建築物」については、地下遺構への影響や周辺景観が配慮されている場合において認める。
エ. 工作物・土木構造物の設置・改修	○防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修は認める。5) △新設にあたっては、遺構の保存状況やその必要性などに応じて判断する。		5) 防災上、土地や施設の管理に必要な工作物・土木構造物の改修にあたっては、遺構に影響のないよう計画した上で、文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない範囲で認める。
オ. 地形の変更	×原則として認めない。6)		6) 遺構復元や後世の地形改変の復旧といった文化財保護のための地形変更は認める。
カ. 木竹の伐採・抜根、植樹	×原則として認めない。7)		7) 填丘などの重要な遺構周辺の新たな植樹は、法面保護や植生復元のための地被類、遺構表示のための低木は認める。 枯損木や遺構に影響を及ぼす樹木、景観の阻害となる樹木の伐採及び更新は認める。 周濠に植生し、景観の阻害、また生態系に悪影響を及ぼす恐れのある植物を除去するために必要な浚渫などの措置は地下遺構に影響のない範囲で認める。
キ. 地下埋設物の設置・改修	○公共・公益上必要な地下埋設物は、 <u>認める。8)</u>		8) 公共・公益上必要な地下埋設物は、地下遺構に影響のない範囲で認める。
ク. 建築物・工作物などの色彩の変更	×原則として認めない。9)		9) 建築物・工作物などの色彩の変更は、周辺景観に配慮し、文化財としての価値及び景観の保存に大きく影響を及ぼさない範囲で認める。
ケ. 発掘調査及び保存整備	○遺構の保存や状況把握に関わる調査は認める。10) ○学術的調査の成果に基づく保存修理、整備は認める。11)		10) 遺構の保存や状況把握に関わる調査は、目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合は認める。 11) 学術的調査の成果に基づく保存修理、整備を行う場合は、その方法などを充分検討した上で行う場合について認める。

◆下線の項目において「市が権限を有する」で示す行為を行う場合は、市による現状変更の取扱基準を適用する。

◆上記に従い、現状変更を認める場合は、下記のとおりとする。

- 1 現状変更の際には、事前の発掘調査を実施（簡易な建築物は立会）し、重要遺構確認の場合は現状変更を認めないこととする。
- 2 現状変更を認める場合は、遺構面を損しないこと文化財としての価値及び景観を大きく損なわないことなどの条件を付する。
- 3 現状変更を認めない場合は、公有化などにより補償することができる。

④各古墳の現状変更取扱基準

次に示す古墳については、史跡を構成する諸要素や管理状況などを踏まえて、個別の現状変更の取扱基準を定めることとする。

各古墳の現状変更取扱基準

名 称	①いたすけ古墳	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：184頁
現状変更の 取扱基準	・橋脚などの基礎を有する構造物の撤去は、地下遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・遺構に影響を与える樹木などの撤去は、地下遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・墳丘裾部の侵食対応措置は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・周濠の水質・水量の適正管理措置や堤の擁壁の改修などは、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・史跡の維持、保存管理、活用のための施設の設置、改修は、地下遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。	
名 称	②長塚古墳	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：184頁
現状変更の 取扱基準	・遺構の保護を図るための表層水や表土の流出防止処置は、地下遺構に影響のないよう計画した上で認める。 ・木竹の伐採・植樹は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・既存のコンクリート構造物の撤去は認める。 ・史跡の維持、保存管理、活用のための施設の設置、改修は、地下遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。	
名 称	③収塚古墳	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：185頁
現状変更の 取扱基準	・基礎を有するコンクリート構造物などの撤去は、地下遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・樹木の伐採・植樹は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、地下遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。	
名 称	④塚廻古墳	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：185頁
現状変更の 取扱基準	・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・遺構の保護を図るための表層水の流出防止処置、表土の流出防止処置は、地下遺構に影響のないよう計画した上で認める	

名 称	⑤文珠塚古墳	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：186頁
現状変更の 取扱基準	・墳丘の崩落の危険を回避する処置は、地下遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・遺構の保護を図るための表層水の流出防止処置、表土の流出防止処置は、地下遺構に影響のないよう計画した上で認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、地下遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。	

名 称	⑥丸保山古墳	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：186頁
現状変更の 取扱基準	・コンクリート構造物などの撤去は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・墳丘裾部や周濠肩部の侵食対応措置は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。	

名 称	⑦乳岡古墳	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：187・188頁
現状変更の 取扱基準	・電柱の移設や、井戸や配管などの撤去は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・石棺保護モルタルや土留めブロックの修復は認める。 ・急傾斜をなしている墳丘斜面の崩落を回避する処置は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・石製塔婆の移転は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・樹木の伐採・植樹は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。	

名 称	⑧御廟表塚古墳	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：187・188頁
現状変更の 取扱基準	・工作物や土木構造物の設置、改修、樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・墳丘裾部の侵食対応措置は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。	

名 称	⑨ドンチャ山古墳	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：189頁
現状変更の 取扱基準	・公園施設の新設は原則認めず、園路の撤去や移転は遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・遺構の保護を図るための表層水の流出防止処置、表土の流出防止処置は、地下遺構に影響のないよう計画した上で認める。 ・樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。	

名 称	⑩正楽寺山古墳	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：189頁
現状変更の 取扱基準	・公園施設の新設は原則認めず、園路やパーゴラの撤去、移転は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・遺構の保護を図るための表層水の流出防止処置、表土の流出防止処置は、地下遺構に影響のないよう計画した上で認める。 ・樹木の伐採は、地下遺構に影響がなく周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。	

名 称	⑪鏡塚古墳	地区区分：第1種地区 第2種地区 保存管理の方法：190頁
現状変更の 取扱基準	・工作物や土木構造物の設置、改修、樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。	

名 称	⑫善右エ門山古墳	地区区分：第2種地区 保存管理の方法：190頁
現状変更の 取扱基準	・工作物や土木構造物の設置、改修、樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。	

名 称	⑬銭塚古墳	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：191頁
現状変更の 取扱基準	・遺構復元や遺構の保存にかかわる、工作物や土木構造物の除去、改修は、遺構に影響のないよう図った上で認める。 ・樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。	

名 称	⑭グワショウ坊古墳	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：191頁
現状変更の 取扱基準	・公園施設の新設は原則認めず、園路やパーゴラの撤去、移転、公園施設の改修は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は、認める。 ・樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。	

名 称	⑮旗塚古墳	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：192頁
現状変更の 取扱基準	・公園施設の新設は原則認めず、公園施設の改修は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。	

名 称	⑯寺山南山古墳	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：192頁
現状変更の 取扱基準	・公園施設の新設は原則認めず、既設の工作物や土木構造物、公園残土の除去は、遺構に影響のないよう図った上で認める。 ・樹木の伐採は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。	

名 称	⑰七観音古墳	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：193頁
現状変更の 取扱基準	・公園施設の新設は原則認めず、公園施設の移設や改修は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・植栽の更新は、遺構に影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。	

名 称	⑱御廟山古墳内濠	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：193頁
現状変更の 取扱基準	・周濠の水質・水量の適正管理措置や堤の擁壁の改修などは、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・水生植物の除去や濠底の浚渫は、遺構の影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。	

名 称	⑲ニサンザイ古墳内濠	地区区分：第1種地区 保存管理の方法：193頁
現状変更の 取扱基準	・周濠の水質水量の適正管理措置や堤の擁壁の改修などは、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。 ・水生植物の除去や濠底の浚渫は、遺構の影響のない範囲で周辺の景観に配慮する場合は認める。 ・渡り土手の改修は遺構に影響のない範囲で認める。 ・史跡の維持、管理、活用のための施設の設置、改修は、遺構への影響を抑える工法などを十分検討した上で行う場合は認める。	

(3) 指定地外の周辺環境を構成する諸要素の保存管理の具体的手法

指定地は法第 125 条による史跡の現状変更などの制限により確実に保全される。指定地だけでなく周辺も含めた良好な環境を維持するため、指定地外の周辺環境も百舌鳥古墳群の景観を意識しつつ一体的な保全に努める。

周辺環境の範囲は、史跡に隣接しその古墳の保存管理上必要な範囲とする。なお、大仙公園などの広域な公有地内にある古墳については、隣接する古墳を見通すことができる範囲を対象とする。

周辺環境の一体的な保全については、都市計画法・景観法・都市公園法・屋外広告物法などの法令などに基づく規制により一体的な保全を図る。史跡の周辺環境に影響を及ぼす事業については、堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会に諮った上で、百舌鳥古墳群の群としての一体性を図り、周辺環境の保全に努める。

また、指定地外において第 3 種地区や史跡と同等の価値を有する遺構が存在する範囲については、指定地と一体で保護することが望ましいため、将来的に調査研究を進め必要に応じて追加指定・公有化を検討する。

特に第 3 種地区に共通する考え方については、①古墳周辺の環境保全（一般事項）として示す。さらに、各古墳の保全方針及び古墳ごとに異なる構成要素について、一般事項に加えて保全を図る必要がある事項は、②各古墳周辺の環境保全の項に示す。

①古墳周辺の環境保全（一般事項）

史跡の周辺地域の環境を構成する諸要素	環境保全の方針	環境保全の方法
墳丘 外濠 外堤 近接する古墳・遺跡 公園施設（園路、展望台、駐車場、トイレなど 便益施設）	・調査研究により遺構の状況を把握し、必要に応じ指定拡大など保存措置を講じる。 ・古墳は周濠や外堤、近接する古墳も含めた群として指定地周辺の環境を構成するものであり、地形や遺構の保存を通して歴史的環境の保全に努める。 ・史跡指定地となった場合は該当する地区区分に基づいた保存管理を行うものとする。	・住宅地などは、史跡と一体となった歴史的環境及び景観として調和を図っていくものとする。 ・古墳の眺望点及び古墳の全景や背景として、建物の高さや色調に配慮した保全を図る。 ・周濠や外堤は、掘削による遺構面の削平などが生じないように、各種法令に基づいて適切な保全を図る。

②各古墳周辺の環境保全

番号/ 古墳名	史跡の本質的価値を 構成する 要素の保存状況	指定地の周辺地域を構成する諸要素の現状		環境保全の 方針	環境保全の 方法
		史跡の本質的価値を構成 する要素と同等の諸要素	一体的に歴史環境を構成する 諸要素など		
①いたすけ古墳	【墳丘・周濠】 史跡に指定され保存 が図られている。	【外堤】 道路、住宅地、いたすけ 公園である。	【善右エ門山古墳】 住宅と道路を挟んで立地して いる。 【東上野芝遺跡】 南方に広がり、住宅地であ る。	生活の場であることを尊重しつ つ、善右エ門山古墳と一体化し た良好な歴史的景観形成をめ ざす。	関係部局との連携を図りながら、 いたすけ公園を視点場の中心とし て歴史的景観の保全に努める。 善右エ門山古墳と一体化した空間 として修景を図る。
②長塚古墳	【墳丘】 史跡に指定され保存 が図られている。	【周濠】 道路、駐車場、住宅地で ある。	【孫太夫山古墳・収塚古墳・茂 原山古墳跡・鷲塚古墳跡・茂 右衛門山古墳跡・狐塚古墳 跡】 大仙公園内にあり、住宅と道 路を挟んで立地している。原 山古墳跡・鷲塚古墳跡は盛土 造成により復元している。	将来的な追加指定までの間は、 生活の場であることを尊重しつ つ、良好な歴史的景観形成をめ ざす。	住宅地と調和を取りつつ古墳の視 認化を図り、歴史的景観の保全に 努める。
③収塚古墳	【墳丘（後円部）】 史跡に指定され保存 が図られている。	【墳丘（前方部）・周濠】 大仙公園内あるいは予定 地で、墳丘前方部と周濠 は公園整備により範囲を 明示している。東側の周 濠は、道路、住宅地であ る。	【仁徳天皇陵古墳（大山古墳）・ 孫太夫山古墳・長塚古墳】 大仙公園内・計画地に立地し、 仁徳天皇陵古墳への眺望は良 い。	生活の場であることを尊重しつ つ、前方部、周濠の史跡指定を 進める。 大仙公園整備と連携を図りなが ら、良好な歴史的景観形成をめ ざす。	仁徳天皇陵古墳（大山古墳）への 見通しや、同古墳に付随する孫太 夫山古墳への眺望に配慮した植生 管理などを行う。
④塚廻古墳	【墳丘】 史跡に指定され保存 が図られている。	【周濠】 道路、駐車場、住宅地で ある。道路には周濠の範 囲を色違い舗装で明示し ている。	【仁徳天皇陵古墳（大山古墳）】 道路を挟んで立地している。	将来的な追加指定までの間は、 生活の場であることを尊重しつ つ、良好な歴史的景観形成をめ ざす。	仁徳天皇陵古墳（大山古墳）への 見通しや眺望に配慮した植生管理 などを行う。

番号/ 古墳名	史跡の本質的価値を 構成する 要素の保存状況	指定地の周辺地域を構成する諸要素の現状		環境保全の 方針	環境保全の 方法
		史跡の本質的価値を構成 する要素と同等の諸要素	一体的に歴史環境を構成する 諸要素など		
⑤ 文珠塚古墳	【墳丘】 史跡に指定され保存 が図られている。	史跡外は、住宅地、道路 である。	【履中天皇陵古墳（ミサンザ イ古墳）】 履中天皇陵古墳（ミサンザイ 古墳）への眺望ができる。	生活の場であることを尊重しつ つ、良好な歴史的景観形成をめ ぎす。	履中天皇陵古墳（ミサンザイ古 墳）の眺望に配慮した植生管理な どを行う。
⑥ 丸保山古墳	【墳丘・周濠】 史跡に指定され保存 が図られている。	史跡外は、住宅地、道路 である。	【仁徳天皇陵古墳（大山古墳）】 道路と住宅地を挟んで立地し ている。	生活の場であることを尊重しつ つ、良好な歴史的景観形成をめ ぎす。	仁徳天皇陵古墳（大山古墳）の眺 望に配慮した樹林管理などを行 う。
⑦ 乳岡古墳	【墳丘の一部】 史跡に指定され保存 が図られている。	【周濠・墳丘の一部】 道路、駐車場、住宅地で ある。		将来的な追加指定までの間は、 生活の場であることを尊重しつ つ、良好な歴史的景観形成をめ ぎす。	住宅地と調和を取りつつ古墳の視 認化を図り、歴史的景観の保全に 努める。
⑧ 御廟表塚古墳	【墳丘・周濠の一部】 史跡に指定され保存 が図られている。	【墳丘（前方部）・周濠の 一部】 道路、駐車場、住宅地で ある。	【国登録文化財筒井家住宅・ 府指定百舌鳥のクス】 駐車場を挟んで立地してい る。	将来的な追加指定までの間は、 生活の場であることを尊重しつ つ、良好な歴史的景観形成をめ ぎす。	住宅地と調和を取りつつ古墳の視 認化を図り、西高野街道や府天然 記念物百舌鳥のくすと調和した歴 史的景観の保全に努める。
⑨ トンチャ山古墳	【墳丘】 史跡に指定され、履南 中央公園で保存が図 られている。	史跡外も履南中央公園 で、公園周辺は道路、住 宅地である。	【正楽寺山古墳】 西方に近接する。周辺は旧状 を残す。 【土師遺跡】 履南中央公園を含む東西西南方 に広がる。住宅地・学校があ る。	履南中央公園との調和を図りな がら、良好な歴史的景観形成を めぎす。	関係部局との連携を図りながら、 近接する正楽寺山古墳と並ぶ空間 を修景し歴史的景観の保全に努め る。

番号/ 古墳名	史跡の本質的価値を 構成する 要素の保存状況	指定地の周辺地域を構成する諸要素の現状		環境保全の 方針	環境保全の 方法
		史跡の本質的価値を構成 する要素と同等の諸要素	一体的に歴史環境を構成する 諸要素など		
⑩ 正楽寺山古墳	【墳丘】 史跡に指定され陵南中央公園で保存が図られている。	史跡外も陵南中央公園で、周辺は道路、住宅地である。	【ドンチャ山古墳】 東方に近接する。周辺は旧状を残す。 【土師遺跡】 陵南中央公園を含む東西西南方に広がる。住宅地・学校がある。	陵南中央公園との調和を図りながら、良好な歴史的景観形成をめざす。	関係部局との連携を図りながら、近接するドンチャ山古墳と並ぶ空間を修景し歴史的景観の保全に努める。
⑪ 鏡塚古墳	【墳丘】 史跡に指定され商業施設の駐車場で保存が図られている。	【周濠・墳丘の一部】 道路、駐車場、線路である。	【塚廻古墳・仁徳天皇陵古墳（大山古墳）】 住宅地を挟んで立地している。	将来的な追加指定までの間は、生活の場であることを尊重しつつ、良好な歴史的景観形成をめざす。	住宅地と調和を取りつつ古墳の視認化を図り、歴史的景観の保全に努める。
⑫ 善右衛門山古墳	【墳丘】 史跡に指定され老人ホームの緑地として保存が図られている。	【墳丘一部】 道路である。	【いたすけ古墳】 いたすけ古墳との景観が道路、住宅地で分断されている。	生活の場であることを尊重しつつ、良好な歴史的景観形成をめざす。	いたすけ古墳と一体化した空間として修景を図る。
⑬ 銭塚古墳	【墳丘】 史跡に指定され、学校敷地内で保存が図られている。	史跡外も学校敷地である。		学校教育の場であることを尊重しつつ、良好な歴史的景観形成をめざす。	学校と調和を取りつつ古墳の視認化を図り、歴史的景観の保全に努める。

番号/ 古墳名	史跡の本質的価値を 構成する 要素の保存状況	指定地の周辺地域を構成する諸要素の現状		環境保全の 方針	環境保全の 方法
		史跡の本質的価値を構成 する要素と同等の諸要素	一体的に歴史環境を構成する 諸要素など		
⑭グワシヨウ坊古墳	【墳丘・周濠】 史跡に指定され、大 仙公園内で保存が図 られている。	史跡外も大仙公園内で、 園路が巡っている。	【旗塚古墳】 東方に近接し、園路を挟んで 立地している。	大仙公園との調和を図りなが ら、良好な歴史的景観形成をめ ざす。	関係部局との連携を図りながら、 旗塚古墳と並ぶ空間を修景し、歴 史的景観の保全に努める。
⑮旗塚古墳	【墳丘・周濠】 史跡に指定され、大 仙公園内で保存が図 られている。	【堤】 史跡外も大仙公園で、園 路が南側を除き巡って いる。南側は、道路であ る。	【グワシヨウ坊古墳】 西方に近接し、園路を挟んで 立地している。	大仙公園との調和を図りなが ら、良好な歴史的景観形成をめ ざす。	関係部局との連携を図りながら、 グワシヨウ坊古墳と並ぶ空間を修 景し、歴史的景観の保全に努め る。
⑯寺山南山古墳	【墳丘・周濠】 史跡に指定され、大 仙公園内で保存が図 られている。	史跡外も、西側を除き大 仙公園予定地で、西側は 道路である。	【履中天皇陵古墳（ミサンザ イ古墳）・七観音古墳・七観 音山古墳跡】 両古墳の間には道路があり、 分断されている。七観音山古墳 跡は復元整備で展望台として 活用されている。	履中天皇陵古墳（ミサンザイ古 墳）の外濠・外堤と、七観音古 墳までを一体的に保全する。大 仙公園整備と連携を図りなが ら、良好な歴史的景観形成をめ ざす。	関係部局との連携を図りながら、 七観音古墳と視覚的に連続した見 通しや、七観音山古墳跡展望台から の眺望に配慮した保全を図る。
⑰七観音古墳	【墳丘】 史跡に指定され、大 仙公園内で保存が図 られている。	史跡外も、大仙公園内で ある。	【履中天皇陵古墳（ミサンザイ 古墳）・寺山南山古墳・七観音 山古墳跡】 両古墳の間には道路があり、 分断されている。七観音山古墳 跡は復元整備で展望台として 活用されている。	履中天皇陵古墳（ミサンザイ古 墳）の外濠・外堤とその付属す る古墳の寺山南山古墳までを一 体的に保全する。大仙公園との 調和を図りながら、良好な歴史 的景観形成をめざす。	関係部局との連携を図りながら、 寺山南山古墳と視覚的に連続した 見通しや七観音山古墳跡展望台から の眺望に配慮した保全を図る。

番号/ 古墳名	史跡の本質的価値を 構成する 要素の保存状況	指定地の周辺地域を構成する諸要素の現状		環境保全の 方針	環境保全の 方法
		史跡の本質的価値を構成 する要素と同等の諸要素	一体的に歴史環境を構成する 諸要素など		
⑱ 御 廟 山 古 墳 内 濠	【周濠・墳丘裾】 史跡に指定され、保 存が図られている。	【外濠・内堤】 周遊路、道路、住宅地で ある。周遊路上、前方部 側に説明板を設置してい る。 【墳丘】 宮内庁が管理している。	【万代山古墳】 後円部側北方に住宅・道路を 挟んで立地している。 【カトンボ山古墳跡】 東方の住宅地にある。 【重要文化財高林家住宅】 【百舌鳥八幡宮】 東方に住宅、道路を挟んで立 地している。 【百舌鳥本町遺跡】 西方にあり、住宅地にある。	生活の場であることを尊重しつ つ、良好な歴史的景観形成をめ ざす。	住宅地と調和を取りつつ、古墳の 視認化を図り、歴史的景観の保全 に努める。
⑲ ニサンザイ古墳内濠	【周濠・墳丘裾】 史跡に指定され、保 存が図られている。	【外濠・内堤】 周遊路、道路、住宅地、 墓地、公園である。周遊 路に計3基の説明板、前 方部側に四阿を設置して いる。 【墳丘】 宮内庁が管理している。		生活の場であることを尊重しつ つ、良好な歴史的景観形成をめ ざす。	関係部局との連携を図りながら、 古墳の視認化を図り、御陵山公園 を視点場を中心として歴史的景観 の保全に努める。